

## 第7回 古代から中世への移行期

### 1. 田堵・大名田堵・開発領主

(さあ、いよいよ荘園・公領制の説明に入っていきます。このあたりは、論理的につかむ必要があります。また、出題も多いですし、国公立大の2次試験で日本史がある場合、出題されるテーマでもあります。)

すでに述べたように、10世紀に入り、藤原忠平が政権をとった時期に、地方政治は国司に一任することが行われた。また、班田収授の実施が不可能になり、口分田や乗田（口分田班給の余りの田）は廃止され、一国内の土地は一律に**公田**として国司が支配するようになった。国司は公田を名（名田）という課税単位に編成し、その面積に応じて官物と臨時雑役を徴収するようになった。この名（名田）の耕作請負と納税の責任を負った有力農民を田堵（田頭とも）とよぶ。田堵のうち名田を多く管理し、大規模な経営を行うものを大名田堵という。（名田をたくさん管理しているから大名というのです）。彼らは地方の有力な豪族たちであったが、土地の耕作を請負を行うだけで、その名田は**彼らの私有地ではなかった**。

その後11世紀になると大名田堵や地方豪族の中から**開発領主**となる者があらわれる。彼らは、開発のために周囲を堀や垣根などで囲んだ屋敷地を構え、付近の土地を開発予定地として国衙に申請し、一定の年貢を上納する条件で開発し、その土地を私有することを国司から認められた。彼らは、開発地などの私有を認められた土地の管理を国司から任され、その支配領域（郷や保という単位でよばれる）の一般農民を政治的に支配する領主となっていた。

つまり、開発領主たちは、国司の配下の役人になっていったのである。そして、自らの支配領域を守るため一族（家子）や配下の上層農民（郎等）らを武装させ、武士団を形成していった。これが武士団のはじまりであり、自らの開発地の地名を苗字として名乗るようになる。但し、誤ってはならないことは、後述するが、古代・中世の武士は**兵農未分離**の時代の武士であり、農民であり武士でもあった。

### 2. 国衙領の形成

今述べたように、開発領主は武士団を率いて国司に郷・保といった領域の支配を任された。だから、こうした土地の管理者という意味で、郷司・保司という。さらに、この職＝権限を世襲することも認められるようになる。だが、彼ら郷司・保司の地位が安定したとは言いきれない。何故なら、国司が現地に送った目代と対立することもあり、年貢などの納入を怠れば、その職は奪われることもあったからである。ともかく、国司あるいは目代

と開発領主である郷司・保司（彼らを在庁官人という）らによって支配されるようになった**公領**（公の土地）を**国衙領**とよぶ。

### 3. 荘園の発達

10世紀頃から貴族・寺社は特定の田地を不輸（租税免除のこと）の特権を認められた官省符（太政官、あるいは各省から出された書類のこと）を政府から発行させて、年貢・公事を自己の収入とする**官省符荘**として領有するようになる。すでに、公地公民制のもとでも寺田・神田などは不輸の特権を持っていたから、これと同様に政府がもう少し広い範囲で不輸権を与えたと考えて良いだろう。この官省符荘の耕作を請け負った農民は田堵であり、彼らは、公領の田（公田）と貴族・寺社の田＝免田・荘田、両方の耕作請負をしていた。なお、注意しなければならないのは、**10世紀から11世紀はじめ頃は**、各国とも大部分が公領であり、**不輸権を持つ免田の集合体である荘園の比率は低く**、荘園内の耕作請負をしている田堵も荘園領主である貴族・寺社に所属しているわけではなく、公領＝国衙領の公民である田堵であった。

また、国司は任期4年の終わりに、自分自身や縁故のある貴族・寺社の荘園を認め、合わせて不輸権を与える場合もあった。この国司が不輸権を認めた荘園を**国免荘**という。（国司が租税を**免除した荘園**という意味）。しかし、国免荘は、国司が辞任すると次の国司が承認を取り消し、国衙に収公されることが多かった。

11世紀に入ると、これまで繰り返し述べたように、地方政治は、国衙に郷司・保司として加わった開発領主＝武士が担うようになる。ところが、開発領主の中には国司とうまく結びつき郷司・保司になれた者とそうではなく、国司と対抗したりして疎外された開発領主も存在した。こうした勢力の弱い開発領主たちは、自ら開発した田地を国衙の収公から守るため、自らは下司・公文などとよばれる**荘官**となって（領主権は保留したまま）、開発した土地（郷や保）を有力な貴族・寺社などに**寄進**する者もあらわれた。

こうした経緯で荘園の寄進を受けた中下級貴族らは、自己の荘園領主としての地位をより安定させるために、さらにその荘園を摂関家や院（上皇）などに寄進した。こうして**領家→本家**という関係を持つ**寄進地系荘園**が誕生する。

荘官（下司・公文）となった開発領主は、そこで従来は国衙に納入していた年貢・公事を荘園領主に納めるようになる。このようにして荘園は一つの領域として確立する。さらに、国衙の検田使（田地の調査を行う役人）や追捕使（警察権を持つ役人）の荘園内への立ち入りを拒否する**不入**の権を持つ荘園が誕生する。不入権を何故あわせて獲得しようとしたのか、その理由は、領域的な支配を認められた不輸権を持つ荘園であっても、新田は課税対象となるからであり、国司は荘園内の新田の有無を調査するために、検田使を送ろうとしたからである。

### 4. 荘園の耕地

荘園内の耕地は、名田と免田から成り立つ。名田は年貢・公事の負担の基準とされ、田堵などの有力農民を編成した名主に分け与えられ、彼らが納税の義務を負った。免田は、荘官や手工業者などへの報酬として与えられた田地のことで、荘園領主や国衙に納税しなくても良い土地である。さらに、荘園領主自身の直属地があり、名主より下層の農民が、地子（小作料）を納めた。

## 5. 荘園・公領制

こうして12世紀前半、鳥羽院政期に荘園が急増し、各国は荘園と国衙領（公領）とが半分ずつ程度になった。こうした荘園と公領とにより構成される土地制度を荘園・公領制といい、中世の土地制度になる。

ここで念のために記しておくが、荘園制ではなく、あくまでも荘園・公領制である。全国の土地すべてが私有地＝荘園になったのではなく、公領と半分ずつになったのである。公領は政府の土地と考えて良いが、これがないと各省に仕えている下級官人たちの給料は支払えなくなってしまう。この点に注意しておこう。

（多分、そんな説明をする高校教師や予備校講師はいないと思うが、まれに、寄進地系荘園の説明だけを教えるだけで終わってしまい、生徒に全国の土地はすべて荘園になってしまったと勘違いさせている先生がいることも事実である。特に、中学校の先生の中に多いように思われる。確かに中学校の場合、荘園制の説明だけで、終了しているから、仕方がないと思うが、高校ではこれはマズい。山川版教科書でも「荘園公領制」とあるし、実教出版社や三省堂の『日本史 B』の教科書ならより詳しく説明がなされている。このあたりの説明を丁寧に織り込んで説明ができないと教師としてはいかななものか、と思う。私の説明が優れているなどと言いたいのではなく、生徒に荘園だけで説明することはマズいと考えるのことである。入試でもかなり深く出題されているし、入試だけでなく、歴史の実態としてやはり時間はかかっても丁寧に教えるべきだと考える。）

## 6. 武士の台頭

開発領主の流れをくむ者たちが一般に武士のはじまりと考えられている。しかし、武士のはじまりは開発領主だけではない。これ以外にいくつかの流れがあることが確認されている。それは、①関東地方の富農層で、運送業者でもあった<sup>しゅうば</sup>僦馬の党から。②弓矢・馬などで武装し、律令に反抗した<sup>きゅうば</sup>弓馬の士。③海民とよばれる漁民集団。つまり、海賊から（パイレーツだ!）。④これら①～③のアウトローから土地を守るために武装した有力農民たちもある。

ただ、一般的には開発領主の勢力拡大に伴い相互の対立・同盟が原因して武装化することが普通である。彼らは一族（家子）・配下の農民（郎等）をまとめて武士団を形成し、地方に土着した国司の子弟などと主従関係を結んだ。国司は場合によっては、彼ら開発領主

を郷司・保司に任じたり、国衙の軍事力として国侍にしたりすることもあった。

武士団も大別して大小の武士団がある。中小武士団は、開発領主の流れをくんだ者たちで、国衙の郷・保の役人を世襲した人たちで武蔵国の熊谷氏などをあげることができる。もう1つは、任期終了後の土着した国司や在庁官人たちで、押領使・追捕使という職にもつき、国内にいくつもの領地を持つ人たちで、相模の三浦氏などがその代表である。こうした武士団は、源氏・平氏といった名門と結び、彼らを棟梁と仰ぎ、大武士団を形成する。但し、源氏・平氏と結びついた武士団は、国家の軍事力として民衆の抵抗を抑圧することを任務としていた。

## 7. 武士団の成長

10～11世紀にかけて頻発する変乱により武士団は成長していった。まず、平将門の乱が起きた。将門は、桓武平氏の出身で、下総に基盤を持っていた。領地争いからおじの国香と対立し、殺害した。これを契機に一族の対立が激しくなり、将門は常陸の国衙を襲い、国印を奪って関東を支配下に置き、自らを「新皇」とよんだ。しかし、940年、一族の平貞盛と藤原秀郷の軍により打倒された。

将門の乱と同時期、西国では瀬戸内海を中心に藤原純友の乱が起きた。純友は、伊予国司（掾）であったが、任期終了後も都に戻らず、日振島を拠点に勢力を広げていた。純友は海賊を組織し、大宰府などを攻撃した。941年、政府は小野好古や清和源氏の祖、源経基を送り打倒した。この2つの乱を総称して承平・天慶の乱という。これらの乱を鎮圧したのは押領使や追捕使といった中央政府が任命した人たちで、諸国の盗賊や反乱を鎮めるための令外官であった。

1019年、中国東北部に住む刀伊が博多湾に上陸した。刀伊の入寇である。太宰権帥であった関白藤原道隆の子、藤原隆家は現地の武士団を組織し、これを打倒した。さらに1028年には平忠常の乱が起きた。高望王の曾孫、忠常は、関東に勢力を持っていたが、国司の徴税などに反対し、乱を起こした。反乱は上総・下総・安房に広がったが、源頼信と子の頼義が鎮圧に出発すると忠常は戦わずして降伏した。この乱後、源氏が関東に勢力を伸ばしていくこととなる。

1051～62年にかけて前九年の役が起きた。この戦いを記録した軍記物語を『陸奥話記』という。事件は、蝦夷で朝廷に服従した俘囚の長で、陸奥の豪族、安部頼時・貞任が国司に反抗し、起こしたものである。朝廷は、源頼義・義家親子を送り、出羽の豪族清原氏が協力して反乱を鎮圧した。

1083～87年にかけて東北で後三年の役が起きた。戦いは清原氏内部の対立がきっかけになって起きたもので、清原氏の一族藤原清衡と源義家が結び、清原氏を金沢柵で倒した。その後、東北地方は、陸奥平泉に拠点を置いた奥州藤原氏＝藤原清衡。基衡・秀衡3代百年間の栄華がくり広げられた。

## 8. 源氏と平氏

源満仲以来、源氏は藤原摂関家と結びついた。晩年、満仲は摂津多田荘に住んだことから多田源氏の祖といわれる。満仲の子頼光は、各地の受領を経験し、私財を蓄えた。彼は大江山の酒吞童子（昔、これを「さけのみわらし」と言ったアホな府知事候補がいたという。ゲゲの鬼太郎の「ざしきわらし」じゃないよ。しかも、選挙期間中にその大江町<現在の福知山市>で演説の中で言ったものだから、皆、笑うに笑えなかったというお話が残っている。まったく、ギャグみたいなお話！）を退治したという逸話が残っている。頼光の弟頼信は、平忠常の乱の鎮圧者で、後に河内守として土着したので河内源氏という。頼信の長男が頼義で、前九年の役の鎮圧者。義家は、頼義の長男で八幡太郎ともいう。父の頼義が建立した鶴岡八幡宮にちなんだ名前である。

平忠常の乱以後、関東に勢力を持っていた平氏は、根拠地を伊勢に移した。そのため、伊勢平氏といわれる。平氏は源氏とは異なり、院と結び勢力を広げていった。平正盛は、北面の武士になった。彼は1108年、九州で反乱を起こした源義親を打倒し、その名を知らしめた。また、正盛の子忠盛も山陽・南海の海賊を倒し、鳥羽上皇の信頼を得た。さらに、忠盛の子清盛も祖父・父と同様に出世し、1153年平氏の棟梁となった。

## 9. 保元・平治の乱

台頭した平氏と源氏を巻き込んだ戦いが起こった。まず、1156年、**保元の乱**が起きた。原因は、鳥羽上皇の死後、朝廷内部の対立が深まり、これに摂関家の内部争いが加わったものである。鳥羽上皇と崇徳上皇の対立、関白藤原忠通と左大臣藤原頼長の対立は、後白河天皇が即位することで決定的なものとなった。鳥羽上皇が1156年に死去し、対立は内乱へと変化する。崇徳上皇は、藤原頼長と結び、源為義・平忠正を味方にした。一方、後白河天皇は、藤原忠通・源義朝。平清盛と結んだ。戦いは後白河方の夜討ちによって半日で決着がついた。崇徳上皇は讃岐に配流され、藤原頼長は殺され、源為義・平忠正は弘仁以来停止されていた斬罪となった。なお、藤原頼長は『台記』を著した人で、『愚管抄』には彼のことを「日本一の<sup>だいがくしょう</sup>大学生」と記している。

保元の乱後、恩賞に不満を持った源義朝は、後白河上皇と親しい藤原通憲（信西）と対立していた藤原信頼と結びついた。1159年、平清盛が熊野詣に出かけた留守をねらい挙兵した。後白河を幽閉すると同時に、藤原通憲を殺した。急を聞いて都に戻った清盛は、源氏の軍を破り藤原信頼を殺害した。源義朝は関東に逃げる途中、尾張で殺され、義朝の子頼朝は伊豆に流された。この戦いを**平治の乱**という。この2つの戦いは、『愚管抄』で慈円が記しているように、「武者の世」に入ったことを示す事件であった。

## 10. 後三条天皇の親政

1068年、宇多天皇以来170年ぶりに、摂関家を外戚にしない**後三条天皇**が即位した。後三条が行った政策の内、1069年に出された**延喜の荘園整理令**が大きな意味を持つ。従来の荘園整理令が不徹底であったのに比べ、この整理令は徹底したものであった。それは、寛徳2年(1045年)に出された整理令を基準とし、これ以降に設けられた荘園を廃止し、それ以前のものでも、券契(証拠書類)が不明で、国務の妨げがある荘園については廃止するというものであった。しかも、その事務は、従来は国司の仕事であったが、独自に**記録荘園券契所**を設けて行うことにした。これによりかなりの効果があったようで、石清水八幡宮の荘園の内13カ所が停止された。また、『愚管抄』では、藤原頼通の荘園だけは別に扱われたと記しているが、実際には頼通の荘園も停止されたようである。また、国衙領に荘園が増加したことで、伊勢神宮の遷宮の費用などを各国の荘園・公領を問わず一律に課税する伊勢神宮役夫工米<sup>やくぶまい</sup>などで賄う政策も出された。これを一国平均役という。さらに、1072年、公定の柁を決めて単位を統一した。これを**宣旨柁**という。なお、後三条が院=上皇になろうとしたことを示す史料はないので、『愚管抄』の記載は否定されるべきである。

## 11. 院政

院政とは、天皇の父または祖父(尊属親―「尊属とは父母と同列以上にある目上の親族のこと」)が行う政治のことである。普通、白河天皇が堀河天皇に譲位し、院庁を開いた時からはじまるとされる。但し、白河も院政を敷くために譲位したのではなく、後三条が決めた人物(皇太弟実仁親王)をやめて自分の子孫に皇位を継承させようとし、堀河天皇(当時8歳)に譲位したことから結果的に院政が開始されたに過ぎない。

すでに天皇の地位は摂関政治の時期を通じて低下しており、政務は摂政・関白が代行していた。院政も天皇の地位低下を利用し、天皇の代わりに上皇が政治を行うものである。但し、摂関政治はあくまでも摂政・関白に就任した貴族が天皇に代わり政治を行うもので、天皇自身にはなれなかった。院政は外戚関係を問題にすることなく、天皇の経験者が政治を行うものである。しかも上皇は天皇ではなく、法的な制限から自由で、専制君主として政治を行うことができた。これを「治天の君」という言い方で表現している。

院政を支えていた経済的基盤は、**荘園と知行国**である。また、院の支持者は**院の近臣**とよばれた受領層であった。白河院の時の源師房や大江匡房らはその代表として知られている。さらに、白河院の時、**北面の武士**が設置され、院の警備を行った。

通常、院政期とは白河・鳥羽・後白河の3代の上皇の時期をさし、中世の後鳥羽院を含めても鎌倉時代までがその権力が強い時代だと考えられている。だが、上皇はその後も存在し、江戸時代、1817~40年まで上皇だった光格上皇まで形式的には存在した。

◆従来言われていたように、院政が、院庁で政治が行われていたと考えてはいけない。院庁から出される下文や院宣が天皇の官符や太政官の官符に代わる働きをしたわけではない。通常の政務などの「小事」は天皇が行うが、それ以上の重要事である「国家の大事」は治天の君である上皇が行うだけである。だから、日常の政務は天皇と摂関とで行われており、上皇は当初、受領の人事に介入するだけであったが、南都・北嶺の訴えが続き、武士の紛争が起こるようになると、それに伴い政治的な行動を強めていくことになった。こうしてついには、上皇が摂関を選ぶまでに至る。

## 12. 院政期の社会

上皇が政治にあたるようになったからといって、摂関家はその動きを傍観していたわけではない。関白藤原師通は、堀河天皇と提携する動きを示し、そのため、天皇と上皇との関係が悪化したこともある。こうした問題が起きると、上皇はより専制的な政治を行うようになっていく。上皇が出す**院庁下文**や**院宣**が、天皇が出す詔勅や太政官符より重視されるようになったが、先に述べたように重視されただけで、これらに代わる役割は持っていない。さらに、上皇は、仏教を保護し、**六勝寺**を造営し、高野山や熊野への参詣をくりかえし行った。六勝寺とは、白河天皇の法勝寺、堀河天皇の尊勝寺、鳥羽天皇の最勝寺などをはじめ、円勝寺・成勝寺・延勝寺を総称してよぶものである。この上皇の仏教崇拝が問題となっていく。院政の展開により、南都北嶺の僧兵が活発化する。興福寺や延暦寺などは膨大な荘園を持ち、荘園支配のために僧兵を組織していた。僧兵は、荘園の支配をめぐり国司と対立し、お互いに争うこともあった。興福寺の僧兵は、春日大社の神木きかきを、延暦寺の僧兵は、日吉神社の神輿みこしをかつぎ、問題が起きると、しばしば強訴を行った。彼らの要求は、国司の罷免、荘園の確保、座主任命などで、白河上皇は、「賀茂川の水、双六のさい、山法師（僧兵のこと）、これぞ朕が心に随わぬ者」と述べている。こうした仏教教団の統制の意味もあって、上皇は出家し、**法皇**になることもあった。

また、院政が本格化すると、院への荘園の寄進が進んだ。後に**八条女院領**や**長講堂領**とよばれることとなる荘園が寄進された。この時期、摂関家にも荘園が寄進され、こちらをでんかのわたりりょう殿下渡領とよんでいる。さらに、**知行国制**も進んだ。知行国とは、一国の国司（守）の任命・収益権などを特定の皇族・公卿・寺社などに与える制度のことで、一国の支配権を与えられた人間＝**知行国主**は、自らの子弟や近親を国司に任命し、現地には代官として目代を送り、国の収入の大部分を得た。なかでも、院自身が知行国主の場合を院分国とよんでいる。

## 13. 平氏政権

平治の乱で源氏の勢力は一時弱まり、平氏が勢力を広げた。1167年清盛は太政大臣にな

った。太政大臣のことを唐名で「相国」という。

平氏は、畿内・西国の武士を家人として組織し、清盛の娘徳子を高倉天皇の中宮にした。徳子は、安徳天皇を生み、清盛は天皇と外戚関係を持つに至る。平氏の経済的基盤は、『平家物語』によれば、30余りの知行国と500余りの荘園であった。さらに、平氏一族の高位高官への昇進は、公卿16人、殿上人30人余りという。

一般に平氏政権は、武士的性格と貴族的性格を合わせ持つといわれる。西国武士を家人として組織したことは、後の鎌倉幕府の御家人制の先駆ともいえる。しかし、外戚関係を重視し、荘園・知行国を経済的基盤とする点は、貴族的性格を未だ持つものといえる。特に、この経済的基盤は、従来の支配者の基盤と同じものであったから、平氏の勢力が広がると従来の支配者の基盤は掘り崩されることになり、両者の対立は激しくなっていく。1177年、後白河法皇の近臣、藤原成親・僧俊寛・西光らは、京都東山の鹿ヶ谷に集まり、平氏打倒の計画を立てたが、密告によって失敗に終わる。1179年には後白河を鳥羽院に幽閉し、反対派を弾圧した。

平氏政権について後一つ述べるべきことは、日宋貿易の推進である。音戸の瀬戸を開き、大輪田泊を修築し、中国船を畿内に入港させたことは、後に大きな意味を持つし、平氏政権の重要な経済基盤となった。